

二五九

厚生省 標號省生厚

第	第
號	號
送	送
受	受
月	月
日	日

甲乙ノ種別

起案昭和三年七月十三日

判決 月 日 合 校

局課 付 月 日

施行 七月十五日

主查

大臣 次官 局長 秘書長

厚生省達第十七号

公衆衛生局 医務局 予防局 薬務局

台議先番			受送日		
第	號	受送	第	號	受送
		月 日			月 日
一					
<p>一 厚生省官制の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第六十一号）施行の際、現に公衆保健局へ保健課及び衛生課を置く（勤務者及びその防衛衛生施設課勤務者とは、別とすることを考へた）とは、公衆衛生局勤務を命ぜられたりも心得ること。</p>					
二					
<p>二 厚生省官制の一部を改正する法律（昭和</p>					

二十三年法律第百六十一号（号）施行の際、現に公衆保健
局保健所課及び衛生統制課勤務の者は、別に辞
令を發せらるべきときは、予防局勤務を命ぜら
れるもその心得るべきこと。

三 厚生省の制の一部を改正する法律（昭和二十三年法
律第百六十一号）施行の際、現に医務局課
製菓課及び麻薬課勤務の者は、別に辞令を發

海軍

せらるべきときは、製菓局勤務を命ぜらるべき
こととする。

昭和二十三年七月十五日

厚生大臣 竹田 儀